

廃棄物処理施設建設工事の契約適正化検討会の方針（案）

環境省の考え方

- 1 循環型社会形成の基盤となる廃棄物のリサイクル・適正処理を担う施設整備公共事業において、競争性と透明性を高め、廃棄物処理行政に対する国民の信頼性を確保する必要がある。
- 2 廃棄物処理施設整備の財政支援を所管する環境省として、地方公共団体が実施する廃棄物処理施設建設工事の発注事務が、競争性と透明性を担保しつつ適正な価格で契約できるよう、学識経験者や自治体関係者からなる検討会を開催し、方策を検討する。
- 3 近年、整備が進みつつある公共工事契約の諸法令との整合と、関係省庁（国土交通省・財務省・総務省・公正取引委員会）との連携を重視しつつ、廃棄物処理分野の現状に応じた対応策を検討する。
- 4 検討の進め方
 - (1) 年内に中間のとまりまとめ（取組の方向性をとりまとめる。）を行う。
 - (2) 年度内に「廃棄物処理施設の入札・契約を適正化するための手引き（仮称）」をとりまとめる。

廃棄物処理施設建設工事に係る批判

- 1 契約金額が非常に高いのではないか。
- 2 建設企業が談合しているのではないか。（公正取引委員会での係争案件が多い。）

廃棄物処理施設建設工事の特徴

- 1 複雑・大規模で技術的にもかなり高度な施設であり、総合技術の所産である。
- 2 中規模以下の地方公共団体にとっては、約20年に1回の大規模な建設事業であり、建設に熟知した専門技術者の確保が非常に困難である。
- 3 各プラントメーカー（建設企業）は、特許・ノウハウにより独自の構造を有する焼却施設を建設しており、性能発注方式により工事の請負契約を締結している。なお、し尿処理施設と最終処分場土木工事は、図面発注・施工契約で実施されている例が多い。
- 4 建設工事費は、性能発注方式を採用しているため、過去の契約事例から比率概略積算しかできない。（積上積算は不可）
- 5 高額な技術開発費の必要性や地方公共団体が過去の契約実績を重視する姿勢、さらに経験工学的要素が強い技術であるため、参入可能な企業数が少ない。

談合疑惑と高値契約の要因分析

- 1 近年における契約状況のアンケート調査を実施・分析
- 2 地方公共団体の建設体制が不十分
- 3 コンサルタントの中立性確保と能力向上
- 4 官製談合（地方公共団体の関係者へのPPR）
- 5 処理方式の絞り込みと建設企業（機種）数の少なさ
- 6 過剰設計仕様（外部意匠・仕上げ・余裕率等）が影響
- 7 建設工事費の積算手法が標準化されていない。
- 8 技術開発費と性能発注に伴う将来リスクの過大上乗せ
- 9 施設建設工事参考見積書の徴取が高値誘導の一原因
- 10 入札不調懸念への過剰反応
- 11 契約事務の進め方（予定価格の漏洩防止と決定時期、入札形式等）

制度の整備が進行

- 1 独占禁止法の改正（課徴金の引き上げ・違反事実申請者の課徴金減免制度の導入等（H18/1施行予定）
- 2 公共入札ガイドライン（公正取引委員会H6/7公表）
- 3 公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（H13/4施行）
- 4 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（H13/4施行）
- 5 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（H15/7改正）
- 6 地方自治法施行令の一部改正（H11/2通知、総合評価一般競争入札の導入を可とする）
- 7 公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17/4施行）
- 8 官製談合防止法（H15/1施行）
- 9 環境省通知類
 - (1) 一般廃棄物処理施設整備事業の留意事項について（H5/10通知、性能発注の採用を可とする。）
 - (2) 廃棄物処理施設整備国庫補助事業の適正執行について（H15/10通知、会計検査院の指摘を受け、最低制限価格は設定しないこととする。）

競争性向上による適正価格契約への方策検討

- 1 建設工事積算手法の標準化検討
- 2 コントラクションマネジメント方式の導入可能性
- 3 実費清算契約方式の導入可能性
- 4 建設事業と運営事業を合わせた整備事業のあり方の検討
- 5 総合評価一般競争入札制度の導入・活用
- 6 予定価格の事前発表と最低制限価格の不設定
- 7 入札参加資格要件の緩和
- 8 海外プラントメーカーの参入促進
- 9 見積設計料の支払い
- 10 機種技術審査過程における対応（観察・牽制等）
- 11 契約事務の具体的な進め方
- 12 低入札価格調査制度の活用
- 13 地方公共団体間の連携強化（契約情報の公開・活用化）
- 14 中立的第三者機関による技術支援体制の整備（契約情報の集約・整理を含む）

「契約適正化の手引き」の作成

- 1 地方公共団体側の意識改革を求める国の方針をまとめる。
- 2 地方公共団体向けの「廃棄物処理施設の入札・契約を適正化するための手引き（仮称）」を策定する。
- 3 性能発注による建設工事の積算については、見積手法の標準化についてまとめる。
- 4 主要な対策として総合評価落札制度と予定価格事前公表の導入・活用を盛り込む。
- 5 その他

「競争性向上による適正価格契約」の方策検討について

適正価格契約への方策案	内 容	期 待 さ れ る 効 果 (例)
1 建設工事積算手法の標準化	性能発注の場合、予定価格は単価×数量による積み上げ積算ができないため、標準的な予定価格の作成法を確立する。	発注者である市町村が妥当な予定価格を作成することが可能となり、価格の透明性が確保される。
2 コンストラクションマネジメント方式の導入	専門的知識経験を有する企業が計画から竣工までの各段階で、発注者の多種多様な業務を代行・支援するシステム	専門的知識・経験を有しない市町村が性能的に満足できる施設を円滑に整備できる。
3 実費精算契約方式	施設建設工事に必要な実費を建設企業に支払うもの。必要な実費総額は、竣工時に確定する。	公会計では採用が困難。(防衛庁の兵器調達に一部採用されている。)
4 建設事業と長期包括的運営事業を合わせた整備事業 (PFI及び拡大性能発注)	廃棄物処理施設建設工事と長期包括的運営事業を一括した価格競争による性能発注。	従来の単年度役務仕様委託による随意契約に代えて、長期間にわたる運営をも含めて契約することにより、価格競争によるライフサイクルコストの低減が可能。
5 総合評価落札方式の導入・活用	競争入札により契約を締結する場合に、価格のほか、価格以外の要素(能力、性能)を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた提案を採用する方式。	価格競争のみでなく、施設の性能についても競争が促進され、施設の品質が向上する。
6 予定価格の事前発表	予定価格を事前に公表すること。	適正な予定価格の積算ができれば、法外な参考見積書の提出や、入札不調のほめかし等への対抗策となり、建設事業費決定への主導権を発注者側が握ることが可能となる。
7 入札参加資格要件の緩和	納入・稼働実績等に基づき決定する要件を緩和し、入札参加企業数を増す。	業者間の競争が促進される。但し、要件を緩和し過ぎると、実行性に不安が残る企業が参加することになる。
8 海外プラントメーカーの参入促進	海外プラントメーカーの国内市場への参入を促進する。	海外の新規参入企業があれば、業者間の競争が促進される。但し、海外の有力な実用処理技術をライセンス契約している企業は、国内の専売権を有しており、新規海外企業への参入の余地があるか疑問。
9 見積設計料の支払い	現在、契約前に企業が無償で提出する大量の見積設計図書の作成経費を支払うものである。	企業の負担を軽減でき(約500-2,000万円程度)、適正な価格での入札が期待できる。ただし、制度上、公会計では同一事業に複数の設計費用は支出することはできない。
10 機種技術審査過程における対応	機種技術審査の過程で、参加企業に適切な対応を迫ることができる。	企業側の対応ぶりを指名に反映させることができ、競争参加意欲の等しい企業間で競争が行われる。つまり、機種技術審査の過程において談合の可能性を判断し、牽制することが可能となる。
11 契約事務の具体的な進め方	予定価格の漏洩防止策、価格競争の手続き等の指針。	経験の少ない職員へのサポート効果がある。
12 低入札価格調査制度の活用	契約の相手方となるべき者の入札価格が、一定水準以下の価格である場合には、適切な履行が可能かどうか調査を行い、調査結果に応じ、次順位者と契約することができるようにする制度。	ダンピング入札の防止効果が期待される。
13 地方公共団体間の連携強化	各地方公共団体における契約と工事結果の全国的な情報連絡・情報集約の仕組みを構築して活用。	過去の契約と工事結果の情報を活用し、適正価格での契約締結が図られる。
14 中立的第三者機関による技術支援体制の整備	コンサルタントの選定方法や、建設事業の進め方など、基本的な知識が不足している部分を補完する支援体制。	中立的立場で支援している数少ない団体の業務の拡大を図ることにより、施設の品質が向上する。
15 最低制限価格の不設定	官製談合による特定機種との契約防止策と、経済的な価格の追求策	会計検査院の指摘を受け、既に環境省から設定しない旨の通知が出されている。
16 過度な実績主義の排除	発注者側である市町村が過度な実績重視主義に陥らないようにする。	市場への新規参入の可能性が開け、競争が促進される。
17 入札結果の事後公表	入札結果を事後に公表する。	詳細に入札経過を公表することにより、談合等の不正行為に対する抑止効果となる。